

◆ 食費・居住費(令和 8 年 8 月改定)

負担段階	居住費(滞在費)一日あたり		食 費 (一日あたり)	一日あたりの合計	
	個 室	多床室		個室+食費	多床室+食費
第 1 段階	380 円	0 円	300 円	(380 円+300 円) 680 円	(0 円+300 円) 300 円
第 2 段階	480 円	430 円	390 円	(480 円+390 円) 870 円	(430 円+390 円) 820 円
第 3 段階①	880 円	430 円	680 円	(880 円+680 円) 1,560 円	(430 円+680 円) 1,110 円
第 3 段階②	980 円	530 円	1,420 円	(980 円+1,420 円) 2,400 円	(530 円+1,420 円) 1,950 円
第 4 段階	1,231 円	915 円	1,545 円	(1,231 円+1,545 円) 2,776 円	(915 円+1,545 円) 2,460 円

*食費・居住費については、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額(上記表に掲げる金額)となります。

*居住費については、入院中または外泊中でも料金をいただきます。ただし、入院または外泊中のベッドをご契約者の同意を得たうえで、短期入所生活介護(ショートステイ)に利用する場合は、ご契約者から居住費はいただきません。

◆ 介護福祉サービス費

要介護度	基本単位	一日あたりの利用料 (基本単位×10.14 円)	利用者負担(一日あたり)		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	589	5,972 円	598 円	1,195 円	1,792 円
要介護 2	659	6,682 円	669 円	1,337 円	2,005 円
要介護 3	732	7,422 円	743 円	1,485 円	2,227 円
要介護 4	802	8,132 円	814 円	1,627 円	2,440 円
要介護 5	871	8,831 円	884 円	1,767 円	2,650 円

◆ 加算料金

加算項目	基本単位	利 用 料 (基本単位×10.14 円)	利用者負担			算定回数等
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36	365 円	37 円	73 円	110 円	1 日につき
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46	466 円	47 円	94 円	140 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅰ)イ	6	60 円	6 円	12 円	18 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅰ)ロ	4	40 円	4 円	8 円	12 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅱ)イ	13	131 円	14 円	27 円	40 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅱ)ロ	8	81 円	9 円	17 円	25 円	1 日につき
夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	22	223 円	23 円	45 円	67 円	1 日につき
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	13	131 円	14 円	27 円	40 円	1 日につき

夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	27	273 円	28 円	55 円	82 円	1 日につき
夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	18	182 円	19 円	37 円	55 円	1 日につき
夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	28	283 円	29 円	57 円	85 円	1 日につき
夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	16	162 円	17 円	33 円	49 円	1 日につき
夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	33	334 円	34 円	69 円	101 円	1 日につき
夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ	21	212 円	22 円	43 円	64 円	1 日につき
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,014 円	102 円	203 円	305 円	1 月につき(原則3 月に1 回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,028 円	203 円	406 円	609 円	1 月につき(個別機能訓練加算算定の場合は(Ⅰ)ではなく(Ⅱ)を算定。この場合の(Ⅱ)は100 単位)
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	121 円	13 円	25 円	37 円	1 日につき
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	202 円	21 円	41 円	61 円	1 月につき
個別機能訓練加算(Ⅲ)	20	202 円	21 円	41 円	61 円	1 月につき
ADL維持等加算(Ⅰ)	30	304 円	31 円	61 円	92 円	1 月につき
ADL維持等加算(Ⅱ)	60	608 円	61 円	122 円	183 円	1 月につき
若年性認知症入所者受入加算	120	1,216 円	122 円	244 円	365 円	1 日につき
専従の常勤医師の配置に係る加算	25	253 円	26 円	51 円	76 円	1 日につき
精神科を担当する医師に係る加算	5	50 円	5 円	10 円	15 円	1 日につき
障害者生活支援体制加算(Ⅰ)	26	263 円	27 円	53 円	79 円	1 日につき
障害者生活支援体制加算(Ⅱ)	41	415 円	42 円	83 円	125 円	1 日につき
外泊時費用	246	2494 円	250 円	499 円	749 円	1 日につき(入院又は外泊の初日を除く)
外泊時在宅サービス利用費用	560	5,678 円	568 円	1,136 円	1,704 円	1 月に6 日まで
初期加算	30	304 円	31 円	61 円	92 円	1 日につき(入所した日から30 日以内)
退所時栄養情報連携加算	70	709 円	71 円	142 円	213 円	1 月につき
再入所時栄養連携加算	200	2,028 円	203 円	406 円	609 円	1 回につき
退所前訪問相談援助加算	460	4,664 円	467 円	933 円	1,400 円	1 回につき
退所後訪問相談援助加算	460	4,664 円	467 円	933 円	1,400 円	1 回につき
退所時相談援助加算	400	4,056 円	406 円	812 円	1,217 円	1 回につき
退所時情報提供加算	250	2,535 円	254 円	507 円	761 円	1 回につき
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	50	507 円	51 円	102 円	153 円	1 月につき

協力医療機関連携加算(Ⅱ)	5	50 円	5 円	10 円	50 円	1 月につき
退所前連携加算	500	5,070 円	507 円	1,014 円	1,521 円	1 回につき
栄養マネジメント強化加算	11	111 円	12 円	23 円	34 円	1 日につき
経口移行加算	28	283 円	29 円	57 円	85 円	1 日につき
経口維持加算(Ⅰ)	400	4,056 円	406 円	812 円	1,217 円	1 月につき
経口維持加算(Ⅱ)	100	1,014 円	102 円	203 円	305 円	1 月につき
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	912 円	92 円	183 円	274 円	1 月につき
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	1,115 円	112 円	223 円	335 円	1 月につき
療養食加算	6	60 円	6 円	12 円	18 円	1 回につき(1 日につき 3 回を限度)
特別通院送迎加算	594	6,023 円	603 円	1,205 円	1,807 円	1 月につき
配置医師緊急時対応加算	325	3,295 円	330 円	659 円	989 円	配置医師の勤務時間外の場合
	650	6,591 円	660 円	1,319 円	1,978 円	1 回につき(早朝又は夜間の場合)
	1300	13,182 円	1,319 円	2,637 円	3,955 円	1 回につき(深夜の場合)
看取り介護加算(Ⅰ)	72	730 円	73 円	146 円	219 円	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
	144	1,460 円	146 円	292 円	438 円	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	680	6,895 円	690 円	1,379 円	2,069 円	死亡日の前日及び前々日
	1,280	12,979 円	1,298 円	2,596 円	3,894 円	死亡日
看取り介護加算(Ⅱ)	72	730 円	73 円	146 円	219 円	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
	144	1,460 円	146 円	292 円	438 円	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	780	7,909 円	791 円	1,582 円	2,373 円	死亡日の前日及び前々日
	1,580	16,021 円	1,630 円	3,205 円	4,807 円	死亡日
在宅復帰支援機能加算	10	101 円	11 円	21 円	31 円	1 月につき
在宅・入所相互利用加算	40	405 円	41 円	81 円	122 円	1 日につき
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	30 円	3 円	6 円	9 円	1 日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	40 円	4 円	8 円	12 円	1 日につき
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150	1,521 円	153 円	305 円	457 円	1 月につき
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120	1,216 円	122 円	244 円	365 円	1 月につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,028 円	203 円	406 円	609 円	1 日につき(7 日間を限度)

褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	30 円	3 円	6 円	9 円	1 月につき
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	131 円	14 円	27 円	40 円	1 月につき
排せつ支援加算(Ⅰ)	10	101 円	11 円	21 円	31 円	1 月につき
排せつ支援加算(Ⅱ)	15	152 円	16 円	31 円	46 円	1 月につき
排せつ支援加算(Ⅲ)	20	202 円	21 円	41 円	61 円	1 月につき
自立支援促進加算	280	2,839 円	284 円	568 円	852 円	1 月につき
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40	405 円	41 円	81 円	122 円	1 月につき
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	507 円	51 円	102 円	153 円	1 月につき
安全対策体制加算	20	202 円	21 円	41 円	61 円	入所初日のみ
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10	101 円	11 円	21 円	31 円	1 月につき
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	50 円	5 円	10 円	15 円	1 月につき
新興感染症等施設療養費	240	2,433 円	244 円	487 円	730 円	1 月に1回、連続する5日を限度
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1,014 円	102 円	203 円	305 円	1 月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	101 円	11 円	21 円	31 円	1 月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	223 円	23 円	45 円	67 円	1 日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	182 円	19 円	37 円	55 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	60 円	6 円	12 円	18 円	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)	所定単位数に <u>17.6%</u> 乗じる		左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	・1 月につき ※所定単位数＝ 基本サービス費に 各種加算・減算を 加えた総単位数

＊ 長野市は、介護保険における地域区分が「7 級地」であるため、単位数に 10.14 円を乗じた金額となります。

＊ 利用者負担の割合は、保険者の発行する「介護保険負担割合証」をご確認ください。

＊緑色で表示した加算は、入所されている方全員が対象となります。

＊橙色で表示した加算は、医師の指示があった方が対象となります。

※ 日常生活継続支援加算

居宅での生活が困難であり、当施設への入所の必要性が高いと認められる重度の要介護状態の者や認知症である者等を積極的に受け入れるとともに、介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高い介護福祉施設サービスを提供した場合に算定します。

※ 看護体制加算

看護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※ 夜勤職員配置加算

夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※ 生活機能向上連携加算

(Ⅰ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当施設の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

(Ⅱ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当施設を訪問し、当施設の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

※ 個別機能訓練加算

(Ⅰ)は多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定します。

※ ADL等維持加算

一定期間に、入所者のADL(日常生活動作)の維持又は改善した度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。

※ 若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に介護福祉施設サービスを行った場合に算定します。

※ 専従の常勤医師の配置に係る加算

常勤の医師を1名以上配置している場合に算定します。

※ 精神科を担当する医師に係る加算

認知症の入所者が全入所者の3分の1以上を占め、精神科を担当する医師により定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合、算定します。

※ 障害者生活支援体制加算

視覚障害者等である入所者の数が15以上であって、障害者生活支援員として専従する常勤の職員を必要数配置している場合に算定します。

※ 外泊時費用

病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、介護福祉サービス費を算定せず1日あたり246単位を算定します。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しません。

※ 外泊時在宅サービス利用費用

入所者に対して居宅における外泊を認め、当施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として介護福祉サービス費は算定せず1日あたり560単位を算定します。ただし、※1を算定している場合若しくは、外泊の初日及び最終日は算定しません。

※ 初期加算

当施設に入所した日から30日以内の期間について算定します。

※ 退所時栄養情報連携加算

居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療

所又は他の介護保険施設に入院又は入所する場合は当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合に算定します。

※ 再入所時栄養連携加算

当施設に入所していた者が退所し病院又は診療所に入院後、再度当施設に入所する際、当初に入所していた時と再入所時で栄養管理が異なる場合に、当施設の管理栄養士が入院先の病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合に算定します。

※ 退所前訪問相談援助加算

入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先だって、介護支援専門員、生活相談員等が、入所者が退所後生活する居宅を訪問し、入所者及び家族に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合に算定します。

※ 退所後訪問相談援助加算

退所後30日以内に入所者の居宅を訪問し、入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に算定します。

※ 退所時相談援助加算

入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合、退所時に入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所から2週間以内に退所後の居住地の市町村及び老人介護支援センターに対して入所者の介護状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供した場合に算定します。

※ 退所前連携加算

入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合に、退所に先立ち入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、入所者の介護状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供し、居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合、算定します。

※ 退所時情報提供加算

入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に算定します。

※ 協力医療機関連携加算

協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合に算定します。

※ 栄養マネジメント強化加算

低栄養状態又はそのおそれのある入所者に対して、他職種共同で栄養ケア計画を作成し、これに基づく栄養管理を行うとともに、その他の入所者に対しても食事の観察を行い、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に、算定します。

※ 経口移行加算

医師の指示に基づき他職種共同にて、現在経管による食事摂取をしている入所者ごとに経口移行計画を作成し、それに基づき管理栄養士等による支援が行われた場合、算定します。

※ 経口維持加算

現在食事を経口摂取しているが摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき他職種共同にて食事観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し、それに基づき、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行っている場合に算定します。

※ 口腔衛生管理加算

歯科衛生士が入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行い、当該入所者に係る口腔衛生等の管理の具体的な技術的助言及び指導等を介護職員に行っている場合に、算定します。

※ 療養食加算

疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。

※ 特別通院送迎加算

透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合に算定します。

※ 配置医師緊急時対応加算

当施設の配置医師が求めに応じ早朝、夜間又は深夜に当施設を訪問して入所者に対して診療を行った場合、その時間帯に応じて算定します。

※ 看取り介護加算

看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、利用者又は家族の同意のもと、入所者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。

※ 在宅復帰支援機能加算

入所者の家族と連絡調整を行い、入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っている場合に算定します。

※ 在宅・入所相互利用加算

可能な限り在宅生活を継続できるよう複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間を定めて当施設の居室を計画的に利用する場合に、該当の入所者に対して算定します。

※ 認知症専門ケア加算

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

※ 認知症チームケア推進加算

認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資するチームケア（複数人の介護者がチームを組み、利用者の情報を共有したうえで介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。）を提供した場合に算定します。

※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に施設サービスを利用することが適当であると判断した入所者に対し、サービスを提供した場合に算定します。

※ 褥瘡マネジメント加算

入所者ごとに褥瘡の発生とリスクを評価し、多職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、計画に基づく褥瘡管理を行うとともに、そのケアの内容や状態を記録している場合に算定します。

※ 排せつ支援加算

排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同にて、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づく支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定します。

※ 自立支援促進加算

医師が入所者ごとに自立支援に係る医学的評価を行い、自立支援の促進が必要であると判断された入所者ごとに多職種共同で支援計画を作成し、これに基づくケアを実施した場合に算定します。

※ 科学的介護推進体制加算

入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。

※ 安全対策体制加算

事故発生又はその再発防止のために必要な措置を講じるとともに、安全対策の担当者が必要な外部研修を受講し、施設内に安全管理部門を設置するなど組織的な安全対策体制が整備されている場合に、算定します。

※ 高齢者施設等感染対策向上加算

高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を確保している場合に算定します。

※ 新興感染症等施設療養費

入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った場合に算定します。

※ 生産性向上推進体制加算

介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定します。

※ サービス提供体制強化加算

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た施設が、入所者に対して施設サービスを行った場合に算定します。

※ 介護職員等処遇改善加算

介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。